

複合機の賃貸借及び複写サービス等に関する契約書（案）

沖縄県八重山農林水産振興センター所長 森 英勇（以下「甲」という）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、複合機による複写サービス等に関する契約を次のとおり締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が甲に複合機を賃貸し、複写サービス等を提供するに際し、複合機の適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品費等（用紙を除く。以下同じ。）を円滑に供給すること及び甲がこれに対して賃貸借料金及び複写料金を支払うことを目的とする。

（複合機の機種及び設置場所等）

第2条 複合機の機種及び設置場所は、別添「仕様書」のとおりとする。

- 乙は、複合機のプリンタ機能、スキャナ機能等について、甲が指定するパソコンから当該機能を使用出来るよう別途指定するIPアドレスやドライバー等必要な設定と指導を速やかに行うものとする。ただし、HUBやケーブルの敷設は含まない。
- 複合機の搬入、据え付け、調整、移設及び搬出等に要する一切の費用及び複合機のネットワーク接続及び各機能の設定や指導等に要する一切の費用は乙の負担とする。

（契約期間等）

第3条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和6年8月1日～令和9年7月31日とする。

- 令和6年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。
- 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条に基づく。

（権利義務の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（賃貸借料金及び複写料金）

第6条 賃貸借料金は、総額〇〇〇〇円（月額〇〇円）とする（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税総額〇〇〇円、月額〇〇円とする）。

- 複写サービス等料金は、白黒複写等の片面1枚につき〇円、カラー複写等の片面につき〇円にそれぞれの枚数をかけた額の合計に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。

3 第2項及び第3項の「取引にかかる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したもので、賃貸借料の110分の10を乗じて得た額である。

(賃貸借料金及び複写料金の請求)

第7条 乙は原則として毎月末日に、甲の指定する者からの報告により複写利用枚数を算出し、翌月に賃貸借料金及び複写料金を甲に請求するものとする(消費税及び地方消費税を含む)。なお、乙による自動検針等が可能な複合機については、前述の甲の指定する者からの報告を免除することができる。

- 2 この契約における1カ月とは月の初日から末日までをいう。
- 3 契約開始の月または終了の月において機器の使用期間が1カ月に満たない場合、賃貸借料金は使用期間に応じて日割り計算して算出する。
- 4 料金の請求にあたり生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 5 複写料金の算出に当たり、白黒複写等にあつては月の総利用枚数の2%を、カラー複写等にあつては月の総利用枚数の3%を、乙の責に帰すべき原因による不良の複写とみなし、それぞれの総利用枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

(賃貸借料金及び複写料金の支払い)

第8条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に賃貸借料金及び複写料金を支払うものとする。

- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金及び複写料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(複合機の保守等)

第9条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように、3ヶ月に1回以上、点検と調整を行うものとする。

- 2 乙は、機器障害の認知後2時間以内に修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により点検、調整又は修理(以下「保守等」という)を行ったときは、その結果を乙が定める様式等により甲に報告しなければならない。なお、保守等の作業にあたる技術員は、複写サービス提供機器のメーカーの者、又はその機器のメーカー研修を終了した者とする。
- 4 乙は、甲の承認を得たうえで、乙の指定する者(以下「丙」という)に複合機の保守等を行わせることができる。この場合、第3項の規定は、丙が行う保守等について準用する。
- 5 乙は、前項に基づき丙が行う複合機の保守等について、丙に必要な指導及び監督を行わなければならない。
- 6 保守等は、原則として平日の9時から17時までの間に行うものとする。
- 7 乙は、自動検針等を行う場合は、甲が別に指定する複合機の設定等に従い、通信時のセキュリティ

を確保しなければならない。また、通信障害等によりセキュリティの確保できない恐れが生じた場合には、障害原因の切り分けを行うものとする。

8 保守等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(複合機の品質保証)

第 10 条 乙は、複合機の品質が低下し、甲の業務に支障をきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかに複合機の交換を行うものとする。これに要する経費はすべて乙の負担とする。

(消耗品等の供給)

第 11 条 乙は、甲の通知等により、正常な品質を保証するために消耗品等の取り替えが必要と認めるときは、速やかに当該消耗品等を取り替えるものとする。また、予備消耗品等の不足を知ったときは当該消耗品等を供給するものとする。これらに要する費用はすべて乙の負担とする。

(複合機及び消耗品等の所有権)

第 12 条 複合機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務を持って使用、管理しなければならない。

2 甲は、複合機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、複合機の現状を変更するような行為及び消耗品等を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第 13 条 甲は、第 2 条に規定する複合機の設置場所を変更する必要がある場合には、事前に乙に通知し、乙はこれに応じて複合機の移動を行うものとする。これに要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

2 前項の規定により設置場所を変更した場合は、第 2 条を準用する。

(保険)

第 14 条 乙は、乙の負担で機器に動産総合保険を付保するものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第 15 条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という）第 49 条 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第 7 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条 5 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く）を受け、かつ当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第

96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

(損害賠償)

第16条 乙は、甲が故意又は重過失により複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。
- 3 乙は、前条第1項各号の一に該当するときは、甲が契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として本契約に基づく支払金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号から第4号のうち審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

(機密の保持)

第17条 乙又は丙は、この契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

- 2 乙又は丙は、甲に複合機に関するセキュリティ保持の情報提供及び指導を行うものとする。
- 3 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去する複合機について、当該複合機内のHDD等の残存データを消去するとともに、その証明を甲に提出するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙1（個人情報取扱特記事項）を守らなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく契約の条項に違反したときは、その文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が提供する複写サービス等について、第1条に掲げる目的を履行する見込がないと認めるときは、契約を解除することができる。
- 3 契約期間内において、組織機構の統廃合等の事由により甲が個別の複合機等の撤去を求めた場合は、当該複合機に係る契約の一部は解除されるものとする。
- 4 前3項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。
- 5 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう）が、暴力団（暴力団体による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第7第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又

は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（複合機及び消耗品等の撤去）

第20条 第3条、第15条又は前条の規定によりこの契約が解除又は一部解除された場合は、該当する複合機及び消耗品等を速やかに撤去しなければならない。

2 前項に要する費用は、すべて乙が負担するものとする。

（その他）

第21条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県石垣市真栄里 438-1
氏 名 沖縄県八重山農林水産振興センター
所長 森 英勇

乙 住 所 ○○○○○○
氏 名 ○○○○○○
○○○○○○